

## 「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

地域のお客様の発展に寄与するため、本部の事業支援部門と営業店が一体となり、取引先同士のマッチングなどにより、取引先の販路拡大等支援を行います。また、事業承継・M&A支援などの提案、アドバイスを通じて、取引先の課題解決に取組むほか、行政・公的機関、大学、外部専門機関等との連携や各種相談会、セミナー等を実施し、経営支援に取組みます。

#### b. IT 実装支援

デジタルを活用した課題解決支援が必要な取引先、IT導入に取組む取引先に対して、各種セミナー開催等を通じて有益な情報提供および補助金・助成金の申請支援を行うほか、提携先のIT事業者とのマッチング支援を行います。

#### c. 専門人材マッチング

ハローワークや愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点等の支援機関、人材紹介等の専門事業者と連携し、お客様が求める人材確保等支援に取組みます。

#### d. グリーン化の取組み

取引先の脱炭素化への取組みについて、GHG排出量可視化サービスなどの支援メニューを提携事業者と連携して提供し、お客様のグリーン化の取組みを支援します。

#### e. 健康経営に関する取組み

当金庫は、「健康経営」の認定を取得し、実践しております。その経験を活かしながら、取引先の健康経営の取組みについて支援します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取組みます。

## ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ② 支払条件

下請代金は、現金または振込にて支払います。

## ③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請け事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当金庫は、令和2年4月に「豊橋信用金庫 SDGs宣言」を公表しました。地域金融機関として、地域社会の課題解決を実践し、地域産業の持続的な成長、持続可能な地域づくり、環境保全に取組んでまいります。

令和5年10月26日

豊橋信用金庫 理事長 山口 進